

令和2年第5回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和2年9月24日若狭町議会第5回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（12名）

2番	熊谷勘信君	4番	島津秀樹君
5番	辻岡正和君	6番	坂本豊君
7番	今井富雄君	8番	原田進男君
9番	北原武道君	10番	福谷洋君
11番	清水利一君	12番	小堀信昭君
13番	小林和弘君	14番	松本孝雄君

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（2名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深水 滋 局長補佐 中上博昭

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下 裕	副町長	玉井喜廣
教育長	中村正一	会計管理者	泉原 功
総務課長	二本松正広	政策推進課長	岡本隆司
観光未来創造課長	竹内 正	税務住民課長	松宮登志次
環境安全課長	木下忠幸	福祉課長	佐野明子
保健医療課長	山口 勉	建設水道課長	飛永浩志
農林水産課長	岸本晃浩	パレオ文化課長	中村和幸
歴史文化課長	藤本 斉	教育委員会事務局長	三宅宗左

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 認定第 1号 令和元年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 2号 令和元年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について

- 日程第 4 議案第 4 3 号 若狭町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 4 4 号 若狭町簡易水道設置条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 4 5 号 若狭町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4 6 号 若狭町集落排水処理施設条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4 7 号 令和 2 年度若狭町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第 4 8 号 令和 2 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 0 議案第 4 9 号 令和 2 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 5 0 号 令和 2 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 5 1 号 令和 2 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 5 2 号 令和 2 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 5 3 号 令和 2 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 5 4 号 令和 2 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 5 5 号 令和 2 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 5 6 号 令和 2 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 5 7 号 令和 2 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 5 8 号 令和 2 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 議案第 5 9 号 令和 2 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 6 0 号 嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定期間変更について
- 日程第 2 2 陳情第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 日程第 2 3 発委第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第 2 4 議員派遣報告および議員派遣について

追加日程第 1 発委第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

(午前10時29分 開会)

○議長（島津秀樹君）

ただいまの出席議員数は12名です。

定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（島津秀樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、10番、福谷 洋君、11番、清水利一君を指名します。

～日程第2 認定第1号・日程第3 認定第2号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第2、認定第1号「令和元年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第3、認定第2号「令和元年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2議案を一括議題とします。

認定第1号及び認定第2号は、去る9月1日に予算決算常任委員会に審査を付託し、その審査報告書が提出されました。

委員長より審査報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、熊谷勘信君。

○予算決算常任委員会委員長（熊谷勘信君）

予算決算常任委員会委員長報告決算

令和2年9月24日、予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る9月1日、令和2年第5回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、認定第1号「令和元年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「令和元年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2議案であります。

議案審査のため、9月8日と9日の午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか関係

課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、認定第1号「令和元年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。一般会計決算額の歳入総額は107億2,073万3,000円、このうち自主財源の主なものは、町税18億1,733万4,000円で、歳入に占める構成比率は17%、寄附金1億3,915万5,000円で1.3%、繰入金5億1,938万円で4.9%、繰越金5億9,285万3,000円で5.5%、諸収入2億7,443万6,000円で2.6%であります。

依存財源の主なものは、地方交付税39億5,631万7,000円で36.9%、国庫支出金6億6,449万4,000円で6.2%、県支出金13億2,635万円で12.4%、町債4億6,775万8,000円で4.4%となっており、自主財源と依存財源の構成比率は、自主財源が35.6%、依存財源が64.4%であります。

また、歳出総額は101億3,969万2,000円。その内訳は、議会費9,113万5,000円、総務費16億9,838万5,000円、民生費22億1,482万3,000円、衛生費11億4,488万円、労働費2,243万9,000円、農林水産業費11億7,953万3,000円、商工費5億2,166万1,000円、土木費8億3,166万9,000円、消防費4億2,064万3,000円、教育費8億3,162万6,000円、災害復旧費260万円、公債費12億4,919万8,000円であります。

次に、令和元年度の財政収支状況は、歳入歳出差引額5億8,104万1,000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源6,199万6,000円を差し引いた実質収支は5億1,904万5,000円、財政調整基金の取崩し等を含めた実質単年度収支は2,479万7,000円の赤字であります。

また、特別会計及び一部事務組合の起債償還経費も考慮した実質公債費比率は15.5%、財政力指数が0.336、経常収支比率が90.8%であります。

次に、特別会計であります。国民健康保険特別会計をはじめとする11の特別会計の歳入総額は53億6,376万3,000円に対し、歳出総額は52億8,800万8,000円で、歳入歳出差引額は7,575万5,000円あります。

それでは、一般会計及び特別会計の審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、一般会計決算の観光未来創造課関連では、

問、葛の花パウダー、葛根エキスに委託費500万円ほど払って商品開発しているとのことだが、どういうところに委託しているのか。

答、東京農業大学関連の森里川海生業研究所に委託している。商品開発するためには、

生産体制などもあるので、助言をもらいながら進めている。

問、開発についてはどの程度まで進んでいるのか。

答、令和元年度については、どこに咲いているかも含めて葛の花を採取してパウダー状エキス状にしている。葛の花、葛根には二日酔いに効く薬効があるので、今後、例えば、葛あめ、葛クッキーにして、これを民宿等に置き菓子として使用していただけないか考えている。

問、大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会負担金75万円とあるが、コロナで撮影ができずに長い間再放送していたが、75万円出すだけのPR効果はあるのか。

答、京都府北部、兵庫県丹波の各市町と福井県では、若狭町だけが協議会を組んでPR推進活動を行った。東京のNHKに協議会が出向いて推進をお願いしたり、各イベントの中で各市町のPRをしたりしている。また、各市町への誘客を図ろうということで、スマートフォンでスタンプラリーができる仕組みをつくり、周遊滞在を目指していこうということに使っている。有効に活用されたと思っている。

次に、環境安全課関連では、

問、環境保全対策事業であるが、工場排水等の水質検査、大気汚染観測で把握してもらっているが、基準に対してどのような状況なのか、安心するためにデータを出してほしい。

答、広報紙で報告させていただきたい。

問、防災諸費で災害ボランティアセンターに5万1,000円と僅かだが、どういう内容の支出なのか。

答、社協への補助金として、災害ボランティアの研修や協議会の運営となっている。

問、非常に大事な部分なので、5万円ぐらいで十分なのか。

答、十分かどうかは分からないが、この額で運営してもらっている。

次に、農林水産課関連では、

問、豚コレラの実態はどうか。

答、若狭町においては、経口ワクチンを散布したことにより、豚コレラにかかったイノシシが他へうつすことはなくなった。今のところ、県内では豚コレラの菌を持った検体が幾つか発見されているので、収束はしていないのが現状である。

問、森林整備地域活動支援交付金事業の確認はGPSであるのではないかと思うが、施業計画に当てはまるから行ったのか、10年ほど前からしているが、GPSで測りながら残しておくということか。

答、森林施業に使える境界を確認するもので、登記上の境界を確認できるものではな

い。

次に、税務住民課関連では、

問、固定資産税の滞納があるが、いつもより多いのか少ないのか。

答、令和元年度固定資産税の滞納繰越分については多い傾向にある。固定資産税の大口の方、法人であるが、滞納繰越にずれ込んでいる。ただ、滞納繰越の収入済額については、前年度対比で倍以上の収納を上げているので、相対的に見て滞納が特に多くなっているという認識はない。

次に、福祉課関連では、

問、今回は36万1,000円が不納欠損になった。まだ、512万円残っている。512万7,000円を分析すると、現年度分は82万円、あとの430万円は過年度分である。過年度分になると、そのうち不納欠損ということで落とすことになるのか、430万円をどう処理するのか。

答、430万円は過年度分だが、これについては不納欠損にすぐもっていかず、請求をたび重ねて行っている。今回、不納欠損として落とされた方については、亡くなられていたり、町外に転出されて連絡を取るのが不可能になった方の分である。

次に、パレア文化課関連では、

問、図書館を委託業者にやってもらっている。一般町民の感想を聞いているか。

答、アンケートの結果、5割の方からはよくなったと、1割の方からはあまりよくなかったとの返事をいただいている。よくなったというのは、館内の整理がきれいになったことと、本を借りていただくための工夫として、いろんな特集コーナーをあちこちに設置するようになったとの御意見をいただいている。

次に、教育委員会関連では、

問、施設利用料に対する費用はどうなっているのか。

答、公民館使用料については公民館総務事業に充当している。次に、小中学校運動場使用料については小学校管理費に充当している。三方グラウンド等屋外施設については屋外運動施設管理事業に充当している、体育館については体育管理事業に充てている。

問、施設利用料に対する人件費までは分からないのか。

答、教育委員会所管の使用料の徴収については、教育委員会事務局で1人配置して、使用料の徴収に従事している。

次に、保健医療課関連では、

問、福井県下で1人当たりの医療費は、若狭町は去年、一昨年と2位である。対策を考えないといけないのが保健医療課である、その辺の意見を聞かせてほしい。

答、健診の受診率は高いが、医療費は高額でかかっておられる方が増えている。今年度、データヘルス計画の中間評価なので、医療費の分析と併せて疾病の中身もしっかり見ていかないといけないと思っている。

次に、歴史文化課関連では、

問、熊川の保存115件ということで、あと何年かかるのか、これで終わったのか、これからの予定はどうなっているのか、夢、将来の展望はどうなっているのか。

答、熊川宿の保存修理の今後の展望だが、現在、115棟と申したが、保存物件としては全てで211棟ある。まだ半ばだが、要望を聞いて毎年続けていきたいということと、修理については、重伝建の選定からかなり日がたつので、最初の時期に修理したものに傷みが出てきているという話を聞いている。重伝建というものは、これから永久に守っていくという制度なので、いつまでとは申し上げられないが、その時々建物の状況を確認して修理していきたい。

次に、農業者労働災害共済事業特別会計関連では、

問、毎年、歳入より歳出のほうが大分少なくきているのではなかったかなと思う。ということは、積立金が積み上がってきて数百万円になっているのではないかなと思うが、どうなのか。

答、基金の状況は決算書に記載はしてあるが、現在、980万円ほどになっている。例年、前年繰越分と基金利息分を基金に積み立てており、令和2年度の積立額になると、70万円ぐらいを積み立てることになるのではないかなという状況である。

収入と支出のバランスは支出の方が少ない状況で、その分を基金に積み立てている状況であるが、仮に死亡事故が発生すると、1件300万円ぐらいの支出が必要になってくるので、その場合は、収入に見合わない額は基金を崩して支払うということになるので、今のところは事故が少なくて支払いが少なくなっているため、基金が積み立てられている状況である。

次に、漁業集落排水処理事業特別会計関連では、

問、この会計だけではないが、固定資産台帳の作成委託だが、全て終了したのか。

答、農業集落排水と公共下水道事業については、まだ管路が残っている。漁業集落排水は令和2年度の予定で既に発注済みである。

問、固定資産の内容はいつ頃に固まるのか。

答、予定では、令和5年度からの公営企業化を目指している。令和4年度には固定資産台帳は完成していることになる。

次に、介護保険特別会計関連では、

問、歳入で督促手数料がある。督促した人に手数料を取るのか。

答、納入期限までに支払いがない方については、自動的に督促手数料という形で負担をしてもらっている。

次に、直営診療所特別会計関連では、

問、三方診療所に電子カルテが入っているのを初めて聞いたが、上中診療所はまだか。

答 上中診療所はまだ電子カルテは入っていない。

全ての審査を終了し、認定第1号「令和元年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論では、採決の結果、賛成多数をもって、認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号「令和元年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」であります。令和元年度若狭町水道事業会計決算では、収益的収入が1億6,397万3,000円、収益的支出が1億6,068万9,000円で、差引当年度純利益は328万4,000円あります。

令和元年度若狭町工業用水道事業会計決算では、収益的収入が2,546万8,000円、収益的支出が3,439万1,000円で、差引当年度純利益は892万3,000円の損失であります。

令和元年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算では、収益的収入が5億764万5,000円、収益的支出が4億9,977万3,000円で、差引当年度純利益は787万2,000円あります。

次に、主な質疑を申し上げます。

工業用水道事業会計関連で、

問、報告書の中で、企業で水を使われるところを7社だけと言ったが、11社ある。4社は契約されていないのか。

答、当初から4社は契約していない。工業用水道ではなく上水道を契約されている。

全ての審査を終了し、認定第2号「令和元年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって認定すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、認定第1号「令和元年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号「令和元年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長(島津秀樹君)

起立多数です。したがって、認定第1号「令和元年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号「令和元年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号「令和元年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、認定第2号「令和元年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定されました。

～日程第4 議案第43号から第22 陳情第1号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第4、議案第43号「若狭町水道事業給水条例の一部改正について」から日程第22、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」までの19議案を一括議題とします。

この19議案については、去る9月1日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、坂本 豊君。

○総務産業建設常任委員会委員長（坂本 豊君）

総務産業建設常任委員長報告

令和2年9月24日、総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る9月1日、令和2年第5回若狭町議会定例会において本委員会に審査を付託されました案件は、議案5件及び陳情1件であります。

議案審査のため、9月11日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、玉井副町長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

付託議案のうち、条例の一部改正4議案については、水道料金及び下水道使用料を増額改正するものです。

まず、議案第43号「若狭町水道事業給水条例の一部改正について」

審査の過程における主な質疑では、

問、一般家庭だと口径は20ミリか。

答、一般的に13ミリだが、最近では2世帯住宅で改修により20ミリが増えている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号「若狭町簡易水道設置条例の一部改正について」

審査の過程における主な質疑では、

問、パイプが2種類あり、当初設置したものと、つないであるパイプの材質が違った。

初期のものは耐久性が弱いのでは。

答、現在は二層管を使用しているが、当初は一層管を使用し、管が割れ、漏水が多発している。

問、上水道にしても下水道にしても、傷んだら直していく計画か。

答、上下水道ビジョンが昨年、策定され、水道整備計画、下水道計画を立てている。今後20年間で水道は90億円、下水は70億円の事業計画で実施していく。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号「若狭町公共下水道条例の一部改正について」

審査の過程における主な質疑では、

問、9月10日は「下水道の日」ということだが、町独自でしているのか。

答、9月10日は全国的に「下水道の日」で、各市町で催物をしている。例えば、県庁の1階ロビーで、福井市役所が下水道の展示をしている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号「若狭町集落排水処理施設条例の一部改正について」

説明を受けた後、質疑討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定期間変更について」は、コロナ禍により指定管理者の業績が悪化したため、指定管理者より「指定期間満了以前の指定の取り消し」の申出書が提出され、令和5年3月31日までの指定期間を令和3年3月31日までと変更するものです。

説明を受けた後、質疑討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号「地方財政の充実、強化を求める意見書採択について」

質疑は省略し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、本案は採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

予算決算常任委員会委員長、熊谷勘信君。

○予算決算常任委員会委員長（熊谷勘信君）

予算決算常任委員会委員長報告（補正予算）

令和2年9月24日、予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る9月1日、令和2年第5回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、議案第47号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」から議案第59号「令和2年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」までの計13議案であります。

議案審査のため、9月15日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第47号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ9億1,632万7,000円を追加し、予算総額を135億8,850万3,000円とするものです。

歳入の主なものは、地方交付税1億6,287万3,000円の増額、国庫支出金1億3,837万6,000円の増額、県支出金1,671万2,000円の増額、繰入金1,891万6,000円の増額、繰越金3億9,926万3,000円の増額、町債1億6,553万1,000円の増額などであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務費は、交通安全施設整備事業498万3,000円、空き家対策事業160万円、ケーブルテレビネットワーク更新事業1億5,360万円、財政調整基金費2億6,000万円、住民基本台帳ネットワークシステム事業1,230万5,000円など、全体で4億3,599万7,000円の増額。

民生費は、パレア若狭管理事業309万5,000円、保育所総務管理事業332万8,000円など、全体で1,970万6,000円の増額。

衛生費は、公立小浜病院組合負担金事業733万4,000円、清掃総務費4,780万円、一般廃棄物処理施設運営事業540万円など、全体で6,053万7,000円の増額。

農林水産業費は、県単小規模土地改良事業700万円、林道維持費550万円、治山事業費1,000万円など、全体で2,821万6,000円の増額。

商工費は、企業誘致促進事業3,000万円、温泉設備管理事業1,650万円、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業1,381万円、民宿リニューアル支援事業550万円など、全体で7,109万9,000円の増額。

土木費は、除雪対策事業8,848万4,000円、道路維持修繕事業4,963万4,000円、急傾斜地崩壊対策事業1,552万1,000円など、全体で1億6,

637万8,000円の増額。

教育費は、公立学校情報機器整備事業1億2,053万4,000円、海洋センター管理費1,906万3,000円など、全体で1億3,439万7,000円の増額であります。

以上が一般会計補正予算（第4号）の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、総務課関連では、

問、ケーブルテレビネットワーク更新事業の令和元年度事業費差額1億5,360万円の件だが、令和2年度に繰り越せなかったのか。

答、補助事業によっては、単年度、単年度で実施するものもある。今回の総務省の補助事業では継続費は認めない、単年度でくくって事業を実施するよにとのことだった。

次に、政策推進課関連では、

問、老朽空家の除却支援事業で補助金が60万円とあるが、1戸当たり30万円、どのような除却目的で使われるのか。

答、老朽空家に指定されたもの以外でここにあるのは、町道1号線沿いの有田、倉庫的な建物について、除却して更地にするまでの事業に対して3分の1の助成をするもの、あともう1件は海士坂を予定している。

次に、教育委員会関連では、

問、学校管理費で中学校は三方中とのことだが、小学校はどこか。

答、小学校の屋外消火栓と側溝の不良箇所については三方小学校である。屋外スピーカーの緊急放送やチャイムの関係は梅の里小学校である。

問、GIGA構想について、各学校の校内LANは整備できたのか。

答、校内LANの整備については、昨年度の3月補正で計上し、各小中学校、工事をしているところである。

問、Wi-Fiを使ってやると思うが、タブレットの各学校での保管はどうするのか。

答、各学校単位で端末のキャビネットを購入し、タブレットを横刺しして、鍵をかけ保管する。

問、GIGAスクールだが、財源の内訳が3つ書いてあり、全部国費だが、この補助金でやるよう国から言われているのか。

答、教育委員会、また財政と相談し、財源確保のためにいろいろ補助金を当たった結果、3種類でこの事業はできると確認して進めている。

次に、建設水道課関連では、

問、不納欠損が34万4,550円あって、収入未済額が266万3,483円と出ているが、これだけ一生懸命やっていてどういうことか、金額が大きいので聞いている。

答、未済額については、前年度から過去の分である。調定額が平成31年度スタート時点で440万円あったが、140万円収入があり、260万円残っている。こちらとしては、日々努力して額を減らすよう進めていっているところである。

次に、観光未来創造課関連では、

問、新しくできる道の駅熊川宿の駐車場の管理はどこがするのか。

答、小浜土木事務所と詰めている最中で、はっきりとした決定事項はない。町としては、国道303号の附帯設備として、道として維持管理できないか、提案はしている。

問、道の駅に出入りするお客さんを熊川宿に引っ張ってくる動線について、相談は受けていないか。

答、熊川の観光組合の方々と話をしている、道の駅にはお客さんがたくさん来る。しかし、宿場の中まで来ていただくということが難しいので、今回の整備に併せて道の駅に来た人が少しでも宿場の中に入りやすい入り口をつくってほしいと話を進めている。

次に、税務住民課関連では、

問、住民票、印鑑証明のコンビニ交付について、どのコンビニでもできるのか。

答、全国展開をされているコンビニエンスストアは参加している事業である。ネットワークに連携されているマルチコピー機を使って証明書を発行させるので、そういったコピー機の備えがあるコンビニで利用できるサービスである。

問、今回やろうとしているのは、マイナンバーカードを使って若狭町の住民がコンビニで証明書を取れるということか。

答、証明書の発行については、その証明書を取られる方の本人確認が必ず必要となってくる。その本人確認をする方法として、マイナンバーカードの中に入っているICチップの読み取りで本人確認を行うということである。そのため、マイナンバーカードを取得し、それを使って住民票を取っていただくということである。

問、その他財源の660万円の補助金はどこから出るのか。

答、マイナンバーカードを発行交付している「地方公共団体情報システム機構」からである。

全ての審査を終了し、議案第47号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」の討論では、採決の結果、賛成多数をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計及び企業会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第48号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、前

年度精算による療養給付費等の返還金で1, 127万3, 000円を増額補正。

議案第49号「令和2年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、福井県後期高齢者医療広域連合への納付金で2万3, 000円を増額補正。

議案第50号「令和2年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」は、修繕料80万3, 000円、基金積立金652万1, 000円、計732万4, 000円を増額補正。

議案第51号「令和2年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、基金積立金の増額と返還金で3, 632万円を増額補正。

議案第52号「令和2年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、基金積立金の増額1, 127万6, 000円を増額補正。

議案第53号「令和2年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」は、基金積立金67万2, 000円を増額補正。

議案第54号「令和2年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」は、下水道新設工事により3, 575万円を増額補正。

議案第55号「令和2年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」は、基金積立金の増額114万6, 000円を増額補正。

議案第56号「令和2年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、基金繰入金の減額と繰越金の確定による増額で財源を振替。

議案第57号「令和2年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」は、町営住宅と公営住宅の修繕及び基金積立金の増額で773万9, 000円を増額補正。

議案第58号「令和2年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」は、基金積立金の増額と子育て世帯への購入補助金で3, 833万4, 000円を増額補正。

議案第59号「令和元年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」は、一般給水受託工事費で1, 540万円を増額補正するものです。

議案第48号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」から議案第59号「令和2年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」までの12議案の説明をそれぞれ受け、特筆する質疑、討論はなく、採決の結果、全議案、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第43号「若狭町水道事業給水条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

本条例改正案及び後続の議案第44号から議案第46号までの条例改正案は、上下水道料金の30%値上げを規定するものであります。

この件については、私、一般質問で見解を述べました。詳しく繰り返すことはしませんが、少なくとも今は水道料金を値上げするときではありません。20年先までの話ではなく、今現在の町民の生活、生業（なりわい）を応援することが優先されるべきです。

経済的な側面は言うまでもありませんが、町民に対する行政の立ち位置、気持ちのありようという側面からも、値上げには反対せざるを得ません。

以上、反対討論とします。

なお、議案第44号から議案第46号までについても同じ見解であります。ありがとうございました。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

11番、清水利一君。

○11番（清水利一君）

ただいま上下水道の改定について異論を述べられましたので、私からは、賛成の立場で見解を述べたいと思います。

これは、上下水道事業経営審議委員会が約1年間、協議を重ねてこられ、上下水道事業の在り方を余儀なく検討され、長年にわたり、上下水道料金を抑えながら、施設の更新時期の延命、維持管理、経費の削減等に努力されてこられた。今後20年間で家庭や工場などの上下水道の料金収入を少なくとも1.8倍以上に引き上げる必要があるとする町ビジョンをまとめ、答申されているわけであります。

その答申書では、町の人口減少による料金収入減や施設、設備の老朽化など、水道事業を取り巻く環境を指摘し、今後20年間で上水道が90億円、また、下水道で70億

円を上回る事業が見込まれるとして、料金収入を現在の1.8から2倍以上へと段階的に引き上げて財源を確保するのが妥当と具申をされているわけであります。

そして、施設更新には、あまりにも多額の事業費がかかるため、住民に大きな影響を与えかねないとして、一般会計からの繰入れ増を調整、検討することも提言され、負担軽減を図ることも求められております。

県内各自治体の市町も上下水道の管路と老朽化による更新については、財政の硬直化と出費がかさむのを見込み、利用料金をめぐって改定の準備をされていると報道もされていますが、共有する課題ではないでしょうか。

ただ、我が町では、今まで県内の各自治体、市町の17市町を見ても、上水は10番目、下水については、4人家族では8番目であり、7人家族では12番目となっていて、比較的にバランスを見ても、低水準料金を位置づけされ、推移維持していることを認めざるを得ないのだろうと思っております。

したがって、世帯構成の人員割的な採用による減免なども考慮され、最低最小限の改定を上程されていると推量し、努力されていることも認めていかなければなりません。もしも更新を行わなかった場合、令和21年における健全資産割合は、水道施設で30%、下水道施設では31%まで低下するとまで想定もされております。

今回の改正案については、そのビジョンの策定をもとに、準備が前に進められて、引き続き審議していく上で具体的な実行計画を見据えていき、場当たりのではなく、備えとしての選択肢を受け入れていかなければならないと思います。

そんな目線に立って、住民の生活者にとって、将来的な備えに向けては避けて通れない時期を迎えると捉えていくべきではありませんか。

よって、安全で安心な上下水道に向けたこの趣旨に賛同するとして、私の見解を述べ、討論いたします。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に反対の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

ほかに討論はありませんか。

13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

上下水道条例に関する条例改正議案が数件提出されていますが、それらに対する賛成討論を行います。

清水議員と同様な話も出てまいります、お許してください。

上下水道設備は既に耐用年数を超えているものがあり、何年も前から一般質問等でも述べましたが、根本的解決を求めてまいりました。ライフラインの中でも水回りは最も重要なシステムであり、水がなければ、人間は生きていけません。

行政では、県立大学准教授の先生を委員長として、町民代表らでつくる経営審議会で検討を重ね、今後20年間の上水道ビジョンを取りまとめ、議員にも説明があり、その後、福井新聞に発表されたのが今年の2月でありました。

その内容は、今後20年間で上下水道料金が1.8から2.0倍に値上げする必要があるというものでした。その後、具体案を作成するのに、コロナ禍の影響で時間がかかりましたが、8月になって、具体案が再度、福井新聞に掲載されました。

今後の上下水道事業の健全運営を考えたとき、一般会計からの繰入金増を考慮しても、来年度から3割の値上げが必要である、また、三、五年ごとの料金改定が必要だが、節水等の努力を住民挙げて行えば、値上げは抑えられるというものでありました。

このように審議会及び行政が長年にわたって慎重に検討され、結論が出された今になって、なぜ反対されるのか、理解できません。

私が言いたいのは、実はこれからであります。今まで議会では、全員協議会の場で再三この説明があり、いろいろな意見を述べる機会がありましたが、その間、反対意見も含め、いろいろと意見が述べられたことを私は記憶しておりません。反対であれば、その代案を提示して議論する、あるいは追加意見があれば、それらも議論し、その意見を審議会に再度諮ってもらい、よりよい上下水道行政にもっていくのが我々議員の務めだと思います。したがって、今回の反対は、住民に対するパフォーマンスにしか私にはうつりません。今後、このような考えも考慮されまして、議員活動に尽力されるようお願いを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（島津秀樹君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第43号「若狭町水道事業給水条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長（島津秀樹君）

起立多数です。したがって、議案第43号「若狭町水道事業給水条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号「若狭町簡易水道設置条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第44号「若狭町簡易水道設置条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長（島津秀樹君）

起立多数です。したがって、議案第44号「若狭町簡易水道設置条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号「若狭町公共下水道条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第45号「若狭町公共下水道条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長（島津秀樹君）

起立多数です。したがって、議案第45号「若狭町公共下水道条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号「若狭町集落排水処理施設条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第46号「若狭町集落排水処理施設条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長（島津秀樹君）

起立多数です。したがって、議案第46号「若狭町集落排水処理施設条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第4号）」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、北原武道君。

○9番（北原武道君）

本補正予算案には、除雪対策事業費など、なくてはならない予算が計上されております。しかし、住民基本台帳ネットワークシステム事業、1,230万6,000円も計上されています。本町に住民登録されている人が、マイナンバーカードを使って全国のコンビニで住民票などの証明書類を取得できるようにする。マイナンバーカードがそのような使い方に対応できるように役場のコンピューターシステムを改修する、これはそのための経費であります。

マイナンバーは全国民一人一人に割り振られた番号です。社会保障、税、災害対策の3分野の個人情報がこの番号で一元的に管理されています。極めてプライバシー性が高く、情報が外部に漏れないように、この番号は厳格に管理されなくてはなりません。

一方、マイナンバーカードは希望すれば交付されるカードで、身分証明書の役割を持ちますが、裏面には、あからさまにマイナンバーが表記されています。このカードにはICチップが埋め込まれており、生活の多方面でこのカードを利用できる可能性があつて、また、政府はそれを推し進めております。

既にキャッシュレス決済をした場合にポイントを付与するなどに使われています。来年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

マイナンバーカードを持ち歩く、図書館や病院やコンビニでマイナンバーカードを気軽に使う。マイナンバーカードがこのような使われ方をすることに私は反対であります。マイナンバーカードの裏面には、はっきりとマイナンバーが表記されています。一目見れば分かります。情報漏えい、プライバシー侵害、犯罪などにつながりかねません。今回のコンピューターシステムの改修はしたがって不要であります。まして、このために570万6,000円の一般財源を投入するという事などともありません。

以上、本補正予算案に反対の討論とします。ありがとうございました。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

13番、小林和弘君。

○13番（小林和弘君）

ただいま話のありました補正予算で、コンビニを利用した住民台帳基本ネットワークの設置に関して反対意見がありましたので、賛成意見を述べさせていただきたいと思えます。

住民の生活が少しでも便利になることが我々の夢であり、そのことがほかの地域からの移住にもつながっていき、町を発展させる一つの方法でもあります。そのためにも役場へ行かなければならない手続がコンビニでできるということは、住民にとっては大変便利な話です。現在、役場での手続はウイークデーの勤務時間中であり、例えば、若狭町の住民がほかの市町で働いている場合、その人が役場で何か書類が欲しくなったときに、昼の休憩時間を利用するか、そうでなければ、短時間の休みを取らなければいけません。コンビニで可能であれば、昼の休憩時間に済ませることができ、利用者には大変喜んでもらえるのではないのでしょうか。

デジタル革命、IT担当大臣まで誕生する国の流れから、地方としても決して負けておられません。ぜひともこのような簡単なことからでも、デジタル革命、IT革命を進めてほしいと思い、本件には賛成をいたします。

○議長（島津秀樹君）

次に、原案に反対の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第47号「令和2年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長(島津秀樹君)

起立多数です。したがって、議案第47号「令和2年度若狭町一般会計補正予算(第4号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第48号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第48号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号「令和2年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第49号「令和2年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第49号「令和2年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号「令和2年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第50号「令和2年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第50号「令和2年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号「令和2年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第51号「令和2年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第51号「令和2年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号「令和2年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第52号「令和2年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第52号「令和2年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号「令和2年度若狭町農業者農業災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第53号「令和2年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第53号「令和2年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号「令和2年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第

1号) 」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第54号「令和2年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第54号「令和2年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号「令和2年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第55号「令和2年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第55号「令和2年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号「令和2年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第56号「令和2年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第56号「令和2年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号「令和2年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第57号「令和2年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第57号「令和2年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号「令和2年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第58号「令和2年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」は、委

員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第58号「令和2年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号「令和2年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第59号「令和2年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第59号「令和2年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定期間変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第60号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定期間変更について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第60号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指

定管理者の指定期間変更について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

この陳情を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、陳情第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書採択について」は、採択することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(午前11時53分 休憩)

(午前11時54分 再開)

○議長(島津秀樹君)

再開します。

お諮りします。ただいま総務産業建設常任委員長、坂本 豊君から、発委第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」が提出されました。

発委第2号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。

よって、発委第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発委第2号～

○議長(島津秀樹君)

追加日程第1、発委第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」を議題とします。

意見書案については、お手元に配付のとおりです。

本案について、提出者から趣旨説明を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、坂本 豊君。

○総務産業建設常任委員会委員長（坂本 豊君）

発委第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」提案の趣旨説明を申し上げます。

今、地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持確保など、より多く、また、より複雑化した行政需要への対応が求められています。

しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や、近年、多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題に直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府は、いわゆる骨太方針2018で2021年度の地方財政計画など、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしています。実際に2020年度、地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比プラス1.2%と過去最高の水準となりました。しかし、人口減少、超高齢化に伴う社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化を求められています。

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要であり、お手元の案のとおり、意見書を政府関係機関に提出したいと考えております。

趣旨を御理解の上、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（島津秀樹君）

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発委第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、発委第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第23 発委第1号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第23、発委第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

予算決算常任委員会委員長、熊谷勘信。

○予算決算常任委員会委員長（熊谷勘信君）

発委第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税の一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想され、地方税財源の確保が求められています。

そこで、国における令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、お手元の案のとおり、意見書を政府関係機関に提出したいと考えております。

趣旨を御理解の上、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明いたします。

○議長（島津秀樹君）

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発委第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、発委第1号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第24 議員派遣報告および議員派遣について～

○議長(島津秀樹君)

次に、日程第24「議員派遣報告および議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。本件については、お手元に配付したとおり報告し、また、派遣することにしたいと思えます。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。よって、本件については、お手元に配付のとおり報告し、また、派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和2年第5回若狭町議会定例会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月1日の開会以来、本日まで24日間にわたり、提案されました令和元年度一般会計ほか特別会計及び企業会計決算の認定をはじめ、専決処分の承認、条例の一部改正、令和2年度各会計補正予算、指定管理者の指定期間の変更など、重要議案につきましては、終始熱心に、また慎重に御審議をいただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

その間、国においては、安倍内閣が総辞職をされ、菅 義偉内閣総理大臣のもと、新内閣がスタートをいたしました。今後のかじ取りに期待し、安全で住みやすい社会になることを願うものであります。

月日のたつのは本当に早いもので、間もなく10月を迎えますが、このコロナ禍の中、多くのイベントが縮小や中止となっている状況でございます。福井県内では、本日をもって、感染拡大警報も解除となりますけれども、議員各位におかれましては、今後開催される行事等につきまして、十分な感染予防対策を取りながら、地域活性化のためにも御参加賜りますようお願いを申し上げます。

また、理事者各位におかれましては、健康管理に十分御留意され、本定例会において可決されました諸議案の執行に際し、住民福祉向上のため、なお一層の努力を払われるよう希望するものであります。

終わりに、本定例会に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚く御礼を申し上げまして、閉会の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月1日の開会以来、本日まで24日間にわたり開催をさせていただきました。

その間、令和元年度決算に基づく報告、令和元年度決算の認定、専決処分の承認、条例の一部改正、令和2年度補正予算に関する案件など、重要な案件につきまして御審議をいただきました。

議員の皆様方には、提案させていただきました議案に対し、本会議並びに各常任委員会において、御熱心に御審議していただき、それぞれに適切な御決定を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

なお、今回の定例会では、特に上下水道の料金見直しについて提案をさせていただきます。

ました。常任委員会、また、今日の定例会では、賛成、反対の御意見を賜り、それぞれ十分なる御審議を賜ったものと思っております。本定例会で可決をいただきましたので、執行に当たりましては、慎重に進めさせていただきたいと考えております。本案件、条例の一部改正に賛同賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

また、今後は、議員の皆様からいただきました、それぞれの御意見、御指導につきましては、今後の町政運営に十分留意してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今月16日の臨時国会において、第99代内閣総理大臣に菅氏が選出され、菅内閣が発足をいたしました。「国民のために働く内閣」を掲げ、新型コロナウイルス対策と経済再生を最優先に、行政の縦割り打破や規制改革に取り組む方針を示されました。

また、これまで安倍政権が進めてこられました重要政策を基本的には継承することに加え、地方出身でもあり、今後の地方創生の推進について、さらなる展開を期待するところでもあります。

さて、本議会で承認いただきましたコロナ関連の専決予算につきましては、感染予防のためのマスク・消毒液の確保のほか、公共施設における体温サーマルカメラの設置、町内事業者への感染対策に係る費用の助成、避難所における防災資機材の整備などを順次、進めさせていただいております。

非常用持出袋の全戸配布につきましては、スキーム案として、職員による袋詰め作業を実施し、地元区長とも連携しながら、来月上旬から配布を始めたいと考えております。

また、9月19日、20日、21日、22日、4日間の連休でございましたけれども、町内の主要な観光地には、県内をはじめ県外からも多くのお客様にお越しをいただきました。中でも主要観光地のレインボーラインには、4日間で2万4,200人の方が訪問をされておられます。また、熊川宿にも多くの方々がお越しになられまして、訪れたお客様は2万2,000人というふうな推計もお聞きをいたしております。

コロナウイルスの影響がある中、町の活性化に向けて取り組んでおり、今後も交流人口の拡大に向けてPRをしてまいりたいと思っております。

最後になりましたが、来週から10月に入り、朝夕を中心に冷え込んでまいります。議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただき、さらなる町政発展のため、ますます御活躍いただきますよう御祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

(午後 0時13分 閉会)